

静岡市まちみがきアドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、本市のまちみがき戦略に基づく政策を推進していく上で必要な専門的な立場からの助言・提言を得ることを目的として、静岡市まちみがきアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「まちみがき戦略」とは、本市の政策全般を推進する上での指針をいう。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、まちみがき戦略に基づき推進する各分野の政策に関し、優れた識見及び専門知識を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内で市長が定める期間とする。

2 アドバイザーは、再委嘱されることができる。

(職務)

第5条 アドバイザーの職務は次のとおりとする。

- (1) まちみがき戦略に基づく政策の推進に当たり、市長の求めに応じ、専門的見地から意見を述べること。
- (2) 必要に応じ市長に対し、まちみがき戦略に基づく政策の推進に関する提言又は助言をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちみがき戦略に基づく政策の推進に関すること。

(解嘱)

第6条 市長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、アドバイザーを解嘱することができる。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第8条 市長は、アドバイザーに対し、毎年度予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(庶務)

第9条 アドバイザーに関する庶務は、企画局企画部企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。